

認定社会福祉士認証・認定機構研修認証規則（2011年規則第1号）
の委託を認める場合について

（2012年5月20日理事会）

認定社会福祉士認証・認定機構研修認証規則（2011年規則第1号）第15条
の委託を認める場合は、次のとおりとする。

1. 研修の委託に関しては、委託元（研修認証申請団体）が委託事項についての管理・監督の責任を負うものとするが、適切な研修企画運営を担保するものとして、すでに認証を受けた実績があることを原則とする。
2. 認証実績のない団体への委託については、委託先の団体が適切に運営できること、委託元が管理・監督を適切に行うなど研修の質や履修管理について責任を負うこととし、研修認証申請時に次の書類を添付すること。
 - （1）委託先団体の規約（根本規則、プライバシーポリシー）
 - （2）委託契約書の写し